

3-1 (更新) ICTアドバイザー市町村派遣事業

担当課:デジタル変革課
連絡先:024-521-7134

<課題>

○市町村ではDX推進のための
人材や知見、財政面での課題が
多く、計画策定や人材育成、業
務効率化の推進が円滑に進まな
い状況が見られます。

<支援策>

○ICTアドバイザーを市町村へ
派遣し、DX計画策定や業務改
革、DX人材育成、ノーコード
ツール導入など、各自治体の課
題に応じた支援を実施します。

<効果>

○行政運営の効率化や住民サー
ビスの向上、デジタル人材の育
成、企業との連携強化など、自
治体のDX推進が加速し、持続
的な発展が期待されます。

<支援策の概要>

○ふくしまICT利活用推進協議会会員企業から、アンケートをもとに市町村のご要望に応じた支援可能な
メニューをご提案いただきます。その後、市町村が希望する支援メニューに応募し、マッチングした企業
の専門家（ICTアドバイザー）が市町村に出向き、現場の課題や状況に応じて柔軟に支援を行います。費
用は全額県負担となります。

○R7支援市町村実績

延べ45市町村

○R7支援メニュー例

- ・業務効率化ツールによるDX推進支援
- ・生成AIを味方に！業務効率化と創造性向上のためのAI活用術
- ・情報セキュリティポリシー見直し 等

ふくしまICT利活用推進協議会事務局（福島県デジタル変革課内）では、県内市
町村の皆さまがDXを円滑に進められるよう、協議会会員企業の専門家を派遣し、
現場の課題解決や人材育成、業務効率化など多様な支援を行っています。デジ
タル人材育成、ICT関連企業と自治体の連携強化が進み、地域全体のデジタル
化基盤が強化されることで、持続的な自治体運営と地域の発展を目指しています。
DX推進の第一歩として、ぜひ本事業のご応募をご検討ください。



支援担当課からのPR

<課題>

- 市町村では計画策定・改定に係るマンパワーやノウハウが不足

<支援策>

- 計画策定・改定に係る助言等を行います。

<効果>

- 効果的な計画の策定・改定
- 男女共同参画社会の形成

<支援策の概要>

1 支援の内容

男女共同参画基本計画未策定または改定予定の市町村へ男女共生課及び男女共生センター職員が計画策定または改定に係る助言や情報提供等を行います。

※対面での相談（訪問またはオンライン）等、要望に沿って対応します。

2 申込方法

男女共生課へお申し込みください（随時）。

3 計画策定状況

58市町村（13市30町15村）で策定済み【R7.1.1現在】

※改定時期は市町村によって異なります。

- 男女共同参画の取組を進めることは、男女を問わず、誰もが住みやすい地域づくりにつながります。
- 計画を策定または改定したいが、どこから手をつければよいか分からぬといったお悩み解決のお手伝いをいたします。



支援担当課からのPR

3-3 (更新) 市町村脱炭素計画策定支援事業

担当課:環境共生課
連絡先:024-521-7813

<課題>

- 地球温暖化対策推進法に規定される地方公共団体実行計画を策定している市町村は、**事務事業編**が41市町村、**区域施策編**が37市町村にとどまっている（R7.10.1時点）
- 特にノウハウが不足している市町村に対する技術的支援が必要

<支援策>

- **ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会**の浜通り・中通り・会津での方部別開催及び**計画策定アドバイザーの派遣**等を通じて、市町村の脱炭素計画策定及び策定後の計画推進を支援

<効果>

- 計画策定済み市町村の増加
- 地球温暖化対策カーボンニュートラルの推進

<支援策の概要>

- 1 実現会議市町村部会の開催
(令和7年度実績 県内3方部×各1回)
 - ・ 地球温暖化対策に関する国及び県の施策説明
 - ・ 先進自治体による地域脱炭素に向けた取組の講演
 - ・ 市町村の計画策定状況や計画推進策等に関する情報共有

- 2 計画策定アドバイザーの派遣
(令和7年度実績 7市町村・計10回)
 - ・ 知見を有する専門家を市町村へ派遣（対面・オンライン）
 - ・ 計画策定にあたっての助言を実施
 - ・ 地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）とあわせて、気候変動法に基づく地域気候変動適応計画を策定する場合についても助言を実施

ふくしまカーボンニュートラル実現会議

カーボンニュートラル実現会議

(代表) 知事
(副代表) 部門ごとの代表団体の長
(構成員) 各団体の長 + 市町村長 + 学識経験者

企画委員会

20団体で構成
(委員長) 福島県生活環境部長
(委員) 部門ごとの代表団体が推薦する者

市町村部会

59市町村 + 7地方振興局
【県内3地方で開催】
(部会長) 部門ごとの代表団体の長
(部会員) 各団体の長 + 市町村長 + 学識経験者

2050年カーボンニュートラル実現へ向けて、計画の策定に取り組みましょう！
環境省等の補助金等を申請する場合に、計画策定が条件となっている場合があります。



支援担当課からのPR

3-4 消費生活相談体制強化支援

担当課:消費生活課
連絡先:024-521-7737

〈課題〉

- 消費生活相談員を配置しているが、十分な研修ができず専門知識の習得が難しい。
- 消費生活相談員がおらず、住民の困りごとに十分な対応ができない。

〈支援策〉

- 新たに相談員を配置するなどした市町村に、県の相談員や担当者が訪問し支援します。
- 相談員の疑問に、電話やオンラインで適宜支援します。

〈効果〉

- 消費生活相談体制の強化と充実
- 住民の消費生活における安全安心の確保

〈支援策の概要〉

1 市町村巡回訪問

消費生活相談員を配置している市町村に、県の相談員が定期的に訪問し支援を行います。（令和7年度実績（見込み）6市町33回）

2 市町村相談窓口支援

消費生活相談員の配置や消費生活相談窓口の強化を検討している市町村に、県の担当者が訪問し支援を行います。（令和7年度実績（見込み）10市町村10回）

3 新任消費生活相談員へのOJT研修

新たに市町村の消費生活相談員となった方に、OJT研修を行います。（令和7年度実績（見込み）1市8回）

4 スケジュール

- 1については該当市町村に3月までに個別照会予定。
- 2と3については随時照会予定。
- また、いずれについても随時お問い合わせください。

消費生活相談（消費者庁イラスト集より）



未成年者や見守りが必要な高齢者などからの相談が寄せられています。様々な相談・支援策がありますので、お気軽にご相談ください。



支援担当課からのPR

<課題>

- 専門職が不在又は財政上確保が困難。
- 専門職がいても少数で、手が足りない。

<支援策>

- 市町村の埋蔵文化財に係る調査・協議等について、県の担当者が積極的に相談を受け、指導助言・支援を行います。状況によって、県の担当者等の専門職を派遣し、調査の支援をします。

<効果>

- 事業のスムーズな推進。
- 調査から協議までの流れの理解。

<支援策の概要>

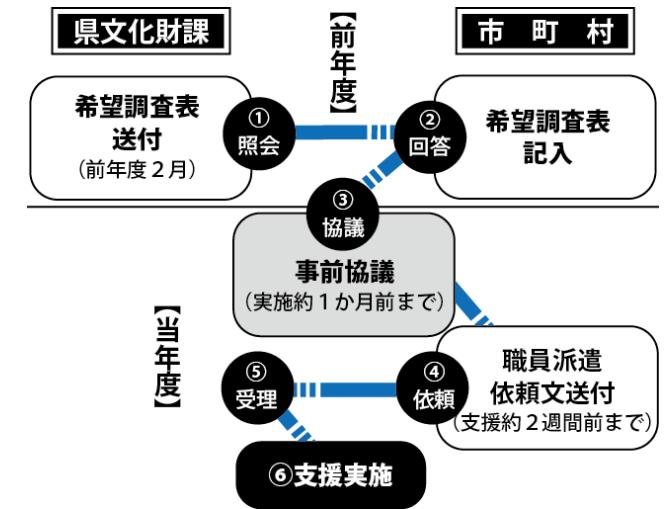
1 調査技術協力支援

- ①支援を行う職員：県の職員とともに県の委託により公益財団法人福島県文化振興財団の職員が実施します。
- ②支援の内容
 - ・調査全般及び資料の整理・報告書に関すること。
 - ・出土遺物の整理・保管・展示等に関すること。
- ③派遣期間：土日祝日を除く連続2週間を原則としますが、御相談ください。
- ④費用負担：派遣職員の旅費は、県の旅費規程に準じて御負担いただきます。
- ⑤申し込み：前年度の2月に照会をかけます。

2 その他

埋蔵文化財保護行政についてわからないことがあれば、いつでもお気軽に御相談ください。

支援の主な流れ



支援が必要と判断した場合は、年度末を待たずともまずはご連絡ください！



支援担当課からのPR

<課題>

文化財に関する専門知識を有する職員が不在である市町村が多いことから、文化財の保存に関して適切な対応ができないケースがある。

<支援策>

各文化財の担当職員による助言及び支援を行います。必要に応じ、**福島県文化財保護審議会委員**をはじめとした**文化財有識者**と連携し、現地支援を行います。

<効果>

- ・県内文化財の**保存体制**の強化
- ・文化財に関する**知識**及び**保護意識**の涵養

<支援策の概要>

有形文化財、無形文化財等に関する現地指導及び支援

1 時期

随時対応しますが、場合によってはお待ち頂くことがあります。

2 場所

基本的に、現地（文化財所在地）に赴いて指導助言を行います。依頼に応じ、文化財保護審議会委員等の文化財有識者とともに支援を行います。

3 対象

- ① 有形文化財（建造物、美術工芸品、考古資料等）
- ② 民俗文化財（有形及び無形）
- ③ 無形文化財（文化財保存技術等）
- ④ 史跡、名勝、天然記念物

修理修繕、保存に関する技術的指導及び行政対応上の助言等を行います。

建造物の現地指導の様子



県内の文化財を守り、福島県の良さを次世代に伝えていきましょう！



支援担当課からのPR

〈課題〉

- 市町村によっては、マンパワー不足等により、計画の策定を民間に全面的委託せざるを得ず、**自前での策定ノウハウの蓄積が少ないところがある。**

〈支援策〉

- 県が行ってきた**総合計画の策定のノウハウの共有**など計画策定に関する支援を行います。

〈効果〉

- 市町村において、自前での**総合計画策定のノウハウが蓄積される。**

〈支援策の概要〉

- ①実施時期 隨時相談（日程・内容を調整の上、決定します。）
- ②内容 県職員を派遣し、県が総合計画策定に当たって初めて取り組んだ住民参加型ワークショップの実施方法や指標の設定方法など、総合計画策定に係るノウハウを共有します。
(例)
 - ・理念（将来像）の考え方（SDGsの取り入れ方を含む）
 - ・主要施策の設定方法
 - ・指標の設定方法 等
- ③実績 只見町（県総合計画策定時のポイント等を書面により送付。）
(令和6年度)

- 総合計画は自治体における行政運営上の最上位の計画（指針）です。
- 計画の策定においては、地域社会の状況を十分に分析し、地域特性や課題、住民の状況を的確に把握し、それを向上させる目標を設定するとともに、それを達成するための計画的な取組が必要になります。
- 計画策定に関して不明な点等があれば、どのようなことでも御相談ください。



支援担当課からのPR

<課題>

文化財保存活用地域計画を策定したいが、策定の進め方、文化庁認定に向けたスケジュール、記載すべき内容等に不明な点がある。

<支援策>

文化財保存活用地域計画の策定に関して、県の担当者が市町村からの相談に対し、先行事例の紹介や文化庁との調整などを通し、積極的に指導助言・支援を行います。

<効果>

地域の文化財の総合的・計画的な保存・活用の推進

<支援策の概要>

文化財保存活用地域計画策定に関する指導助言・支援

1 文化財保存活用地域計画

各市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。文化財の保存・活用にかかる課題、保存・活用を図るためにの措置などを記載することとされており、県が定めた文化財保存活用大綱に照らして適切なものである必要があります。

2 支援の時期

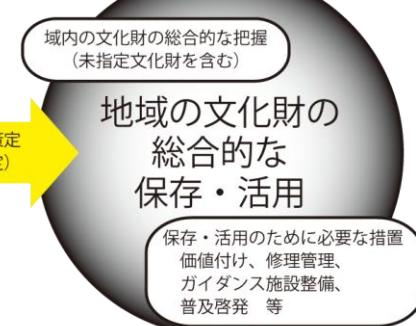
文化財保存活用地域計画の策定及び文化庁認定には一定のスケジュールがあります。まずは御一報ください。

3 支援の内容

全国的な先行事例の紹介や文化庁との調整などを通じ、指導助言・支援を行います。特に災害発生時の文化財救援活動の手順、文化財の防災・減災のための悉皆調査の実施方法、文化財浸水ハザードマップの作成方法等について、必要な支援を行います。

地域計画の概要

重要文化財等に指定・選定して個別に保護措置
（有形文化財）
（無形文化財）
（民俗文化財）
（記念物）
（文化的景観）
（伝統的建造物群）



従来の保護措置に加え、地域社会全体で文化財を継承

地域の宝である文化財を総合的・計画的に保存・活用するための「地域計画」です。
ぜひ御相談ください！



支援担当課からのPR

3-9 (更新) 会津大学を活用した地域DXサポート事業

担当課:デジタル変革課
連絡先:024-521-7134

<課題>

- 業務量が増加している中で人員確保が難しいため、自治体行政には一層の業務効率化が求められている。
- 一方で、デジタル人材が不足しており何から着手してよいかわからぬいという課題を抱えている自治体も多い。

<支援策>

- 身近な業務改善から取り組めるような支援の仕組みを会津大学と連携の上構築。
- 具体的には、会津大学の学生が市町村職員と連携し、OfficeソフトやVBA等を活用して業務の自動化や効率化を支援する。

<効果>

- 業務負担の軽減や時間の創出につながり、職員がより重要な業務や住民サービスに注力できるようになる。
- また、会津大学の学生と市町村が関わることで、将来的な県内定着のきっかけとなることも期待。

<支援策の概要>

- 会津大学の学生が市町村職員と連携し、庁内業務の効率化に向けてOfficeソフトやVBA等を活用した業務改善を支援します。
- 課題のヒアリングからツールの作成、運用方法の説明まで丁寧にサポートし、県も必要に応じて伴走支援します。
※市町村の費用負担なし

【課題例（案）】

- ・ 各種システム（財務会計、給与等）より抽出したCSVデータ等の整理
- ・ 生活保護・介護保険等の月次集計
- ・ 各課・出先機関から提出される報告書等の集計
- ・ 申請データ（補助金、手当等）から通知文・報告書等の自動作成 など

本事業は、DXに不慣れな市町村でも気軽に取り組める、ハードルの低い業務効率化支援です。会津大学の学生が庁内業務の効率化をOfficeソフト等でサポートし、実際に「DXって便利だな」と感じていただける機会となります。県としても積極的にサポートしますので、日々の業務の中で「負担が大きいな」「煩雑だな」と感じている作業があれば、ぜひご応募ください。身近な業務からDXを推進する第一歩として、多くのご応募をお待ちしています。



支援担当課からのPR

3-10 (更新) 生涯学習講座企画・広報支援

担当課:生涯学習課
連絡先:024-521-7404

<課題>

- 生涯学習講座に専属で携わる職員が少なく、住民への生涯学習講座の提供を維持することが困難

<支援策>

- 講師情報や講座の事例をもとに講座の企画を支援します。
- 近隣市町村が連携して講座を企画・運営できるようマッチングを支援します。

<効果>

- 限られたリソースで講座を充実
- 身近な市町村で多様な講座を受講できる

<支援策の概要>

【市町村】

次のような課題を想定

「新しい講座をやりたいがスタッフパワーが足りない」

「町民から希望のある講座をどう企画していいかわからない」等

相談

【福島県生涯学習課】

1 講座の企画・広報支援

- ・講師の選定、講座の内容等の提案
- ・ふくしまマナビi (アイ) 等を活用した広報支援

2 市町村連携による講座の企画・広報支援

- ・近隣市町村の状況確認
- ・連携策の検討・実施調整（近隣市町村の講座の受講、持ち回りでの講座の共同開催等）
- ・ふくしまマナビi (アイ) 等を活用した広報

<田村市民大学「たまり」市民大学構想検討準備会への参加>



住民が豊かに暮らせるよう
近隣町村の連携を強化し
生涯学習を充実させよう！



支援担当課からのPR

3-11 移住相談のノウハウ習得支援

担当課:ふくしまぐらし推進課
連絡先:024-521-8023

<課題>

- 効果的な相談対応が分からぬ。
- 県外の移住希望者と直接話せる機会が少ない。

<支援策>

- ふくしま市町村等出張相談デスクを活用した際の移住相談対応を支援。

<効果>

- 相談対応のノウハウ習得
- 相談者ニーズの把握

<支援策の概要>

1. 開催方法
東京交通会館（東京有楽町）内に設置するふくしまぐらし相談センターの相談ブースに市町村職員等が来所し、センター相談員とともに移住希望者等の相談に応じる。
2. 開催日
火曜日～日曜日のうちセンター相談員の出勤日（10:30～18:00）
3. 予約方法
希望日の2ヶ月前までにふくしまぐらし推進課及びセンターに連絡する。
4. その他
 - ・詳細は「ふくしま市町村等出張相談デスク実施要領」をご確認ください。
 - ・市町村職員の旅費等は市町村負担となります。

ふくしまぐらし相談センター



センターの相談員が同席し、相談対応をサポートします。



支援担当課からのPR

3-12 移住セミナー等開催支援

担当課:ふくしまぐらし推進課
連絡先:024-521-8023

<課題>

- 県外の移住検討者に地域の魅力をアピールする場がない。

<支援策>

- 市町村が移住セミナー等を開催する際の、企画・運営を支援

<効果>

- 市町村の認知度向上
- 移住希望者増

<支援策の概要>

1. 開催方法
東京交通会館（東京有楽町）内の認定NPO法人ふるさと回帰支援センターのセミナールームを使用して、県外移住検討者向けに移住セミナーを実施する。
2. 開催日
火曜日～日曜日のうちセミナールームに空きがある日
3. 予約方法
センターのセミナールーム予約フォームよりお申し込みください。
4. その他
セミナー開催に係る経費は市町村負担となります。

移住セミナー



経験豊富なセンターの相談員がセミナーの企画・運営をサポートします。



支援担当課からのPR

3-13 消費者安全確保地域協議会(見守り体制)設置支援

担当課:消費生活課
連絡先:024-521-7180

〈課題〉

- 高齢者の消費者被害問題について、高齢福祉部門との連携ができていない。
- 人員不足等で協議会設置まで手が回らない。

〈支援策〉

- 県の担当者が市町村へ出向き、設置要綱の策定の助言や関係者会議等での説明など、協議会設置に向けて支援します。

〈効果〉

- 消費者被害の情報を構成員で共有することで、被害の未然防止や早期発見による被害の拡大防止が図れる。

〈支援策の概要〉

「消費者安全確保地域協議会」とは・・・

「地方公共団体の関係機関は、病院、教育機関、消費生活協力団体・協力員その他の関係者を構成員とする消費者安全確保地域協議会を設置できる。」（消費者安全法11条の3）

- ① 地域協議会設置要綱の策定や改正などに向けた助言を行います。（随時対応）
- ② 地域協議会の設置の意義やメリットについて、先進事例等を交えながら説明します。（随時対応）

※社会福祉協議会や民生委員等の研修会、高齢者被害に関する出前講座とセットでも対応可です。
※地域の状況に即したネットワークづくりを支援します。【令和7年度実績（見込み）10市町村】

- 高齢者等を狙った消費者トラブルが年々増加しています。被害を防ぐためには本人が気をつけることはもちろんですが、家族のほか、周囲にいる方々が定期的に声をかけるなど、地域ぐるみの見守りが欠かせません。
- 高齢福祉部門の既存のネットワークに消費者被害に関する機能を付加する組織づくりなども可能ですので、是非、お気軽にご相談ください。



支援担当課からのPR

3-14 (更新) ごみの削減・資源化取組構築支援事業

担当課:一般廃棄物課
連絡先:024-521-7249

<課題>

- ◇本県の1人1日当たりのごみの排出量は令和5年度で全国ワースト2位。加えてリサイクル率は全国ワースト6位
- ◇ごみの削減は喫緊の課題

<支援策>

- ◇市町村の実情に合ったごみの削減・資源化の取組構築を支援

<効果>

- ◇ごみの排出量削減・リサイクル率アップで行政コスト削減
- ◇ごみの適正処理による施設運営費削減・長寿命化

<支援策の概要>

□県職員がごみの削減・資源化の取組構築を支援します！

【内容】

市町村が3Rの推進に資する新規事業や拡大事業を構築する際に要望に応じた支援

(例)

- ・啓発資料等の案について助言、提案、他事例提供等（チラシ、住民向けアンケート、出前講座資料、調査結果公表資料、ホームページ等）
- ・ごみ組成分析調査等の調査結果の解析支援
- ・その他要望内容に応じた支援

【スケジュール】

- ・ 5月 市町村への照会
- ・ 6月 支援先決定
- ・ 7月～ 支援開始

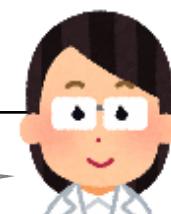
【実績】（令和7年度）

- ・支援先市町村等数 3市町・一部事務組合

ごみ削減に待ったなし 手合言葉は「わたしから始めるごみ減量！」

市町村の実情に合ったごみの削減・資源化の取組づくりを支援します。

令和7年度に支援した市町・一部事務組合は、本事業を通じてごみ減量の効果を住民によく理解していただく啓発の取組を構築することができました。



支援担当課からのPR

〈課題〉

- お試し移住体験を通じて、多くの方に移住先としての魅力を知ってもらいたいが、様々なニーズに対応する体験コンテンツを造成するノウハウがない。



〈支援策〉

- 県事業の実績の共有やコンテンツ造成に係る助言等
- 体験の受入等を行っている地域キーパーソンの紹介



〈効果〉

- 地域体験メニューの造成
- 移住の促進、関係人口の創出・拡大

〈支援策の概要〉

1. 支援の内容

移住を検討する方を対象としたお試し移住体験を実施する市町村に対して、県事業の実績の共有やコンテンツ造成に係る助言・相談対応におけるノウハウ提供及び地域キーパーソンの紹介を行います。

2. 相談方法

支援担当課に、隨時お問い合わせください。

関連サイト



福島の魅力に触れてもらい、
移住先に選ばれる福島を目指しましょう。



支援担当課からのPR

3-16・17

20・21（一部新規）

多文化共生関係事業支援

担当課:国際課

連絡先:024-521-7182

＜課題＞

- ・ゴミ出しのルールが分からぬいけど、聞ける人がいない
- ・日本文化を体験してみたい
- ・外国人住民がいるけど、どこから来た人なんだろう
- ・外国人と交流したいけどきっかけがない

＜支援策＞

- ・イベントをきっかけに日本人と仲良くなれた！
- ・自分の日本語が日本人に伝わった！
- ・自分の国の料理を地域の人がおいしいと言ってくれた！
- ・○○国人から○○さんになった！
- ・○○さんの国を紹介してもらい、知識が広がった！
- ・日本語学習支援ボランティアに興味を持った！

＜効果＞

- ・地域の一員になれた気がする。
- ・この地域が好きになった。
- ・○○さんが地域の行事に参加してくれるようになって、活気が出てきた。

＜支援策の概要＞ ※外国人住民向け

3-16 やさしい日本語普及促進支援

やさしい日本語の講師を派遣し、外国人に理解しやすい日本語を学ぶセミナー等の開催を支援し、外国人との交流を促進します。

(R7実績) 実施予定含む

やさしい日本語セミナー21件
生活オリエンテーション6件

3-17 国際交流員等による異文化 ・多文化共生理解促進支援

国際交流員等を派遣し、異文化理解、多文化共生について理解を深める事業を支援します。

(R7実績) 実施予定含む

33件

(新規)

3-20 日本語教室立ち上げに 係るコーディネーターの派遣

地域日本語教育コーディネーターを派遣し、日本語教室体験講座（市町村当たり4講座程度を1回）、日本語学習支援を希望する方を対象とした講座（5講座程度の開催を1回）を開催します。

(新規)

3-21 外国人住民を対象とした 防災講座

外国人住民を対象とした防災講座等を開催します。

- ・外国人住民と地域住民が参加した防災講座
- ・外国人住民の中から、災害時に通訳・避難支援・情報伝達等を担える外国人人材を養成する研修会

やさしい日本語による生活オリエンテーション講座



どちらでもいいので、できるところから、多文化共生事業に取り組んでみませんか。



支援担当課からのPR

＜課題＞

- 野生鳥獣の被害防止対策について、何に取り組んでよいのかわからない。
- 地域住民に対策指導できる人材が不足している。

＜支援策＞

- 野生鳥獣の被害防止に精通している専門家の地域への派遣

＜効果＞

- 行政サービスの向上

＜支援策の概要＞

①支援内容 野生鳥獣の被害防止に精通している専門家を地域（クマ等の頻出地域）へ派遣し、集落環境診断（誘因物、移動ルートなど）を行うとともに、必要な対策（誘因物の伐採、移動ルートの刈り払いなど）の指導や人材育成を行う。

②支援実績 R6年度：20地区
R7年度：10地区

【参考】

専門家の指導に基づく地域における対策の実践にあたっては、一地区2,000千円を限度に財政支援も行うことができます。（定額支援）

- ツキノワグマの被害防止は、クマが出没しない環境づくりを行うことが必要です。
- その環境づくりを住民が主体となって取り組む地域に対して県が支援を行うものです。



支援担当課からのPR

〈課題〉

- 公共工事などの際に、希少動植物の生息場所がわからない
- 希少動植物にどう配慮したらよいかわからない。

〈支援策〉

- 開発行為を行う地域における希少動植物の生息情報について提供
- 専門家を派遣し、希少動植物の配慮について助言

〈効果〉

- 行政サービスの向上

〈支援策の概要〉

①支援内容

- ・開発行為（公共工事等）の予定地における希少動植物の生息情報について提供する。
- ・必要に応じて、大学の教授などの専門家を現地に派遣し、どのような対応をすれば、生息環境に影響を及ぼすことがないか、助言を行う。

②支援実績

- ・R6年度情報提供件数：7件（市町村からの申請に基づく件数）
- ・R7年度 // : 3件 //

●県では公共工事などの開発行為が希少動植物の生息に影響を及ぼすことのないように、予定地における希少動植物の情報提供や専門家派遣による助言に取り組んでいます。是非、ご活用ください。



支援担当課からのPR